

障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、福智町(以下、「町」という。)の全ての職員による障害者に対する差別の解消の取組を実効性あるものとするために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁の相互作用により、暮らしにくく、生きにくい状態が続いているものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 職員 町における、すべての行政職員・学校教職員（いずれも臨時・嘱託職員・再任用職員を含むもの）をいう。
- 四 監督者 職員のうち、部下の職員を管理監督する地位にある職員で、係長又は係長相当職以上の職にあるものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対し、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、当該障害者の権利利益を侵害してはならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を誠実に行い、その社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。

2 町は、職員が合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

3 町及び職員は、前二項に規定する合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならない。

（合理的配慮の留意事項）

第5条 職員は、合理的配慮を行うに当たり、障害者の意見を聞き、対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、代替措置の選択も含め、柔軟に対応するものとする。

2 合理的配慮は、町がその事務又は事業を行うに当たり、障害者と障害者でない者に同等な機会を提供することを目的としており、町が行うその事務又は事業の目的、内容又は機能の本質的な変更には及ばない。

3 職員は、社会的障壁の除去の実施方法及び内容については、次に掲げる要素を考慮し、具体的場面及び状況に応じて、客観的かつ総合的に判断するものとする。

一 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容又は機能を損なうか否か）

二 物理的若しくは技術的制約又は人的若しくは体制上の制約を考慮した実現可能性の程度

三 費用又は負担の程度

4 職員は、前項の規定により、社会的障壁の除去の実施が困難であると判断する場合においては、障害者に対してその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

5 町は、障害種別ごとの合理的配慮の考え方並びにポイント及び事例を別に定めて例示するものとする。なお、職員が合理的配慮を行うに当たっては、当該事例のみに限られるものではなく、当該事例を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、柔軟に対応しなければならない。

（研修及び啓発）

第6条 町は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 前項に規定する研修は、新たに職員となった者に対しては基本的な事項、新たに監督者となった職員に対しては求められる役割について理解させるため、それぞれ実施する。

3 町は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等を活用することにより、意識の啓発を図るものとする。

4 町は、住民に対し、障害を理由とする差別の解消について関心と理解を深めるため、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るよう啓発に努めなければならない。

（相談体制の整備）

第7条 町は、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に対応するため、福祉課に相談窓口を置く。

2 前項に規定する相談窓口で相談を受ける場合においては、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、筆談、要約筆記、手話

など障害者が他人とのコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 町は、第1項に規定する相談窓口について、必要に応じ充実を図るよう努めなければならない。

4 町は、監督者が対処できない障害を理由とする差別の解消については、より効果的な取組を図るために、障害担当課、人権問題担当課、事例等担当課等の関係各課にて構成される「福智町障害者差別解消会議」を設置し協議する。

5 前項に規定する「福智町障害者差別解消会議」において協議した内容で、理解が得られない事例等の協議及び解決、情報の収集・整理提供のための、「障害者差別解消支援地域協議会」を可能な限り早い時期に設置する。

(監督者の責務)

第8条 監督者は、次に掲げる事項を行うことによって、合理的配慮がなされるよう環境の整備を図り、障害を理由とする不当な差別的取扱いが行われないようにしなければならない。

一 部下の職員に対する日常の執務を通じた指導により、障害を理由とする差別の解消に関し、当該職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

二 障害者及びその家族その他の関係者から合理的配慮がなされないことに対する相談又は苦情の申出があった場合においては、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合においては、部下の職員に対して、合理的配慮を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、部下の職員が、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対し障害を理由とする不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮を怠った場合においては、速やかに、これらを是正する措置の実施又は指示指導を行わなければならない。

3 監督者は、前二項のほか、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(対応要領の見直し)

第9条 この対応要領は、技術や社会情勢の進展、事例の集積などを踏まえ、適時、あるいは施行より5年を期限として、必要な見直し、充実を図るものとする。

2 対応要領を変更するときは、策定するときの手順に準じて、あらかじめ障害者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、変更後は遅滞なく公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。